

議 事 要 旨 記 録 票

日 時	令和5年07月24日（月曜日）午前10時～午前12時
場 所	101 会議室
会議件名	令和5年度第1回日野市ヤングケアラー支援検討会
主な議題	ヤングケアラー支援について（ヤングケアラーとの接点や関わり、連携した関係機関、支援内容、不足している支援）、ヤングケアラー関連事業について
参 加 者	〔学識経験者〕橋爪幸代・吉村正久、〔日野市社会福祉協議会〕山田、〔平和と人権課〕平田、〔教育指導課〕河住、〔セーフティネットコールセンター〕嶋田、〔生活福祉課〕森田、〔障害福祉課〕岡村・金子、〔高齢福祉課〕高橋（秀）、〔子育て課〕簀野、〔子ども家庭支援センター〕三浦、〔福祉政策課（事務局）〕松田・香川・中道
配布資料	次第、①出席者名簿、②議事要旨記録票（令和4年度第3回日野市ヤングケアラー支援検討会）
結 果	<input type="radio"/> 了承（意見なし） <input checked="" type="radio"/> 了承（意見あり） <input type="radio"/> 要修正・再説明 <input type="radio"/> 不承諾 <input type="radio"/> 情報共有のみ
主な内容	<p>1 前回（12月19日開催）議事録確認</p> <p>2 これまでの経過 検討会の立ち上げ、実態調査の実施</p> <p>3 ヤングケアラーとの接点・関わり、連携した関係機関 （1）ヤングケアラーと思われる子ども・家庭とその対応・支援方法 〔事務局〕 検討会での意見交換や実態把握調査をし、市内にヤングケアラーではないかと思われる子が一定数いることが判明した。これを踏まえて基本方針を作っていくが、事務局は政策部門のため、子どもとの接点がない。現場ではヤングケアラーと接することや相談を受けることがあるか。どんな支援をしているのかをもう少し掘り下げてみたい。 仮説としては、一定数のヤングケアラーがおり、現状で全く支援をしていないということはないであろう。既存の事業の中で、ヤングケアラーやその家庭への支援はある程度できていると想定している。 基本方針のおおまかの方向性としては、既存事業をベースにヤングケアラーの視点を取り入れて、分野ごとの支援を連携させることでより充実した支援ができるのではないかと考えている。 ヤングケアラーコーディネーターを置くことで連携できるかと思っている。</p> <p>〔平和と人権課〕 ・直接の問い合わせなし。また、直近での直接の支援事例はない。他部署で受けた相談が外国籍だったため、一緒に対応したことはある。</p>

- ・外国籍家庭はヤングケアラーになりやすいという話が多い。
- ・令和4年に外国人向けの相談窓口を設置し、相談を受ける体制は整えている。しかし、外国人が相談をする、特にヤングケアラーが相談に来るといのはハードルが高いのではないか。受け皿を作っても、どのように相談を受けられるか、相談窓口を知ってもらうかが課題。
- ・他部署で外国人が関係することがあれば、支援はできる。
- ・外国人相談窓口を作ったものの、相談件数がまだ少ない。
他の相談窓口に外国人が関係しそうであれば支援することはできる。

〔事務局〕

- ・ヤングケアラーだと自ら名乗り出るような相談はほぼないのではないか。子ども自身にそのような自覚がない。また、表に出すことを恥ずかしいと思う子もいるだろう。どのように拾い上げていくか。
各分野で支援をしていく中で、ヤングケアラーという気付きはあるか。

〔委員〕

- ・関係者にケアラーがいる。学校の授業で「ヤングケアラー」のを知り、自分が初めて「ヤングケアラー」であったことを自覚したとのこと。
- ・歳の近いひきこもりと未就学児の2人の弟がいた。保育園等の送迎などを行っていたが、学校に通うようになって送迎などがなくなって負担が軽くなったとのこと。
- ・家族の中ではヤングケアラーだと思ってほしくない（お手伝い代としてお小遣いを渡されている。）。しかし、本人は納得をしていないようだ。
- ・何かの制度を組み合わせれば子どもを救うことはできると思うが、対象が子どもであり、生活が安定すればいいというだけではなく、部活や将来のことなどがある。高齢者の場合は生活を安定させるサービスが提供できればいいかもしれないが、子どもが対象者だと異なる。配食サービスを利用したからといって部活に行けるわけではない。そこにまつわる受験などの心配がどうしても出てくる。どこまで踏み込むかというのものもあるが、未成熟の子どもは、一つのサービスを提供すれば、その子の心が安定するというものではない。
具体的なサービスをこうすればいいというのではなく、ただ共感することしかできないのが現実である。

②ひどく散らかっている家で過ごす子（ヤングケアラーではない）の事例

- ・保護者から「挨拶」の声はないため、支援員がドアを開けて声掛けしている。
- ・本人の他者からの評価では「片付けがよくできる子」とこと。本人が言うには、綺麗な状態であるところは片付け甲斐があるが、自宅のようにごみ屋敷のようになっていると片付ける意欲が出ないとのことであった。
- ・ひとり親家庭への家事支援サービスがあったとして、契約者は誰か。

子どもが問題意識を持っていて助けてほしいとなっても、サービスはあっても、子どもは契約者になり得ない。最終的に親の匙加減でサービスを利用するかどうかということになる。保護者との関係性を少しずつでも築くことが必要。親自身に問題意識がないと、子どもは親の環境に影響されてしまうため、子どもへの直接的な支援の難しさを感じている。サービスを組み合わせれば生活を安定させることはできるかもしれないが、サービスを組み合わせること自体の難しさがあることについては、ヤングケアラーの問題でも同じだと思う。

〔子ども家庭支援センター〕

- ・親の調子に波があり家事（洗濯や料理など）ができないときがあることで、着ていく服がなく登校することができない等、子どもの生活に支障が出ることがある。
- ・子どもが大きくなり自分でご飯を用意して食べられるようになる等すれば解消するだろうが、それは解決策ではないと思う。

- ・ひとり親がヘルパーなどのサービスを使いたい場合、親が就労していないとサービスの利用ができない。
- ・障害福祉課のヘルパーを利用したい場合、「親の自立支援」が制度の目的になるため子どもの養育をサポートしてもらうという理由では利用できない。
- ・既存のサービスで、子どもの育ちや養育環境を保障するものが現状ではないのではないか。
- ・日本語ができない親の場合、漢字の読み書きなどができなくても自分の子どもに聞けば解決する。
- ・自ら外に出て、外国人向けの相談窓口などのサービスを受けに行かなくても家族の中で解決ができるため、わざわざ出向いていく必要がない。
- ・親子関係に課題がなければ問題ないと思うが、母子分離が必要になるような関係性にあっても、子どもと離れることで親の生活に支障があるため、親子の距離をとることへのマイナス要因になってしまう。
- ・定期的に家に来てくれるなどわざわざ行くのではなく、身近で頼れる存在になり得るサービスがあれば良いと思う。
- ・親が送迎できないことが理由で、登園や登校ができない場合があるが、バス停や保育園までの送迎を代わりにやってくれる制度は現状ではない。
- ・用途を絞るのではなく、困っていることに対して対応できるものが必要。
- ・高齢福祉課の介護保険や介護の支給は介護される人の状況によるものだが、世帯全体を見て、子どものために必要だからという理由で認定や支給がされるような制度が必要。
- ・子どもへの負荷がかかっているかどうかを考え、現状のサービスの支給要件を見直したり、支給時間について、上乘せできる制度が必要。
- ・そういうことを考える役割としても、コーディネーターが必要だろう。

〔委員〕

- ・日本に来ている外国人のうち、例えば、国民性・民族性により子どもが親の面倒をみるのが当たり前という感覚を持っているケースはあるか。

〔平和と人権課〕

- ・現時点では聞いたことがない。今まで接してきた中では、皆日本で生活をしているという意識があり、国民性で・・・というのはない。

〔セーフティネットコールセンター〕

- ・国柄によるしつけの感覚の差は少なからずあると思われる。
- ・殴ってしまうなどのしつけの仕方を当たり前と思っている親が日本でそのしつけの仕方そのまま過ごしている。
- ・日本ではそのしつけの仕方は「過度なしつけ」「虐待」にあたり、場合によっては警察が来ることや親と子が引き離されてしまうことがあることを話しても、すぐには納得しないし、すぐに変えられるわけではない。
- ・同じように、ヤングケアラーについても、子どもが親の世話をすることが当たり前と思っていることはあるのではないか。受け入れている部分はあり、子ども本人が家のことが最優先と思っている場合、実態が浮き上がらない。

〔委員〕

- ・高齢者と若年者への支援では、支援の性質が異なる点があると思う。高齢者は、介護や食事など主に日常生活のサポートにより基本的には安心して生活することができる。しかし、ヤングケアラーは小学生から高校生の初め頃までと約10年間であり、この期間の子どもたちは将来の自立に向けた計画を立てていく。支援の視点の中に、将来の進路や生活、職業選びや就職などのサポートを取り入れる必要がある。教育と密接な連携をとった支援が必要だ。
- ・学校に通学して勉強ができる子どもや部活や学校行事などに参加できる子は、普段の学校生活の中で将来に向けた支援を受けている。しかし、学校という環

境から離れている子は、通学しているような子と同じような支援を受ける機会がない。そのような子にどのような援助をして補っていくかの視点がヤングケアラー支援には必要である。

〔教育指導課〕

- ・文部科学省・東京都から虐待やいじめなどヤングケアラー以外に関する通知は、一日に何十通と届く。しかし、ヤングケアラーについての通知は年間 10 通ほどしかなく、文部科学省ではあまり大きな動きはないのではないかと。

〔委員〕

文部科学省は、こども家庭庁で担ってほしいと思っているのではないかと。

〔教育指導課〕

- ・教員が学校内でヤングケアラーを見つけた際に連絡する相談先が分からないという話はよく耳にする。
- ・第一発見者は学校になるだろうが、教員たちの時間もなくヤングケアラー対象児だけに教育や指導をすることは難しいため、個別支援ができる人がいると良いと思う。
- ・例えば、今までの特別支援教育は学校の現場で全てを担っていた。しかし、児童生徒が増えたこともあり、新たに発達・教育支援センター（エール）などが立ち上がったことにより、家庭への支援体制や学校支援員などの支援体制ができ、支援が確立しつつある。ヤングケアラー支援においてもそのような支援が別途必要になるかもしれない。

〔委員〕

- ・学校に勤務していた頃は、子ども家庭支援センターによく支援してもらった。「子ども家庭支援センター」という名前が相談先として分かりやすく、相談しやすい。今後、子ども家庭支援センターはヤングケアラーの窓口として大きな存在になるのではないかとと思う。

〔事務局〕

- ・ヤングケアラーは親が作る家庭環境に大きく影響を受け、親の育児力が不十分なためにヤングケアラーになっている。いずれ親自身が自分の子はヤングケアラーであると気づき、適切な家庭環境が来ることを前提として支援の検討を進めていくのか。それとも長期間の伴走型支援の検討をしていく必要があるか。

〔委員〕

- ・ヤングケアラーとは少し異なるが、普段から 15~16 人の子どもを見ていると、保護者自身が支援や助けを求めているというケースもよく見られる。
- ・ひとり親家庭では子育てに行き詰まりや悩みを抱え、結果として感情的になり手が出てしまうことがある。周りからは度が過ぎているしつけに見え、子ども家庭支援センターに連絡が入った後に「ほっとも」を紹介されるというケースが多い。
- ・以前、「ほっとも」利用者が送迎時間までに来なかったため、保護者に送迎しない旨を連絡した直後、その子が来た。既に親に連絡をしたことを伝えると動揺し不安がる様子を見せた。過去にその子は児童相談所に繋がったことがあり、親は子どもに言い聞かせるときに「児童相談所に連絡する」という言い方が決まり文句になっていた。親自身にも何かあるとすぐに「児童相談所」の名前を出してしまうという自覚はある。
- ・両親がいる家庭の場合、叱る担当と安全基地となり受け止める担当を夫婦間で役割分担をすることができる。しかし、ひとり親家庭の場合は親子間で何かが起こると 1~2 か月間お互い口をきかないことがある。
- ・「ほっとも」職員は、親子間の問題に対して、支援を拒否されなければ仲介をすることもできる。

- ・支援に携わっていて思うことは、子どもだけを対象とした支援だけでは問題の解決に繋がらないことだ。
- ・「ほっとも」が介入すると逆にうまくいかない場合もあるため、子ども家庭支援センターや発達・教育支援センター（エール）に家庭の状況を確認してもらい、支援拒否がなければ支援する。
- ・周囲の大人が問題を抱えている子どもに対して「相談に乗るよ」と気持ちに寄り添う姿勢を見せたとしても、抱えている問題が解決したかどうかや打開策があるかどうか等のメリットが目に見えてこないとアプローチをしてこなくなる。親が他機関に繋がる姿が見えると安心して子どもは相談してくるようになる。
- ・「ほっとも」には、週に2回の一時預かりと食事の提供、送迎があり、子どもにとって目に見える直接的なメリットがある。
- ・支援を拒否する親は、人が家に上がることを拒否する傾向にあるので「家の片付けや手伝いをしましょうか」等のアプローチをして少しずつ信頼関係を作っている。

〔事務局〕

支援に当たり、支援の拒否や同意がとれない場合等の事柄が課題になることもあるかと思うが、その場合はどのようなアプローチを行っているか。

〔子ども家庭支援センター〕

- ・虐待の対応ではあるが、支援を完全拒否する家庭もある。
- ・関係機関や地域の方からの連絡が入り、その家庭にアプローチするときは対象者は怒っていたり支援を望んでいなかったりすることも多い。
- ・関係機関から話を聞いたり、子ども自身に話を聞きに行ったり調査をした上で、リスクを判断しながら強制的な介入の必要性も視野に入れ支援を進めていく。

〔委員〕

ヤングケアラーが、ヤングケアラーの状況でなくなる（解消していく）きっかけなどはあるのか。

〔委員〕

- ・育児力やスキルがない家庭の子どもはヤングケアラーになることがよくある。
- ・ヤングケアラーである子どもに対して「今の自分の家庭から逃げる力や自分自身で生きていく力を養いなさい。」と言葉をかける教育者もいるが、その言い方ではその子の親や家庭を否定しているように聞こえる。少なくとも中学までの間はその保護者の下で育ち、その家庭環境で養ってもらう必要がある中で、親への不信感が抱いてしまうのは危ないだろう。言葉をかける場合は、家族のことを否定するようなことは言わず、自分で全てを背負い込む必要はない意図を伝える言い方が望ましいだろう。
- ・子どもは将来的には自立をして一人暮らしをすることや自分の夢を追いかけることがヤングケアラーでなくなることかと言うと、ヤングケアラーが独立することは家庭の問題解決に直結するわけではないため、何をもってヤングケアラーを卒業とするかが難しい。

〔障害福祉課〕 重度の障害がある子どもがいるひとり親家庭の事例

- ・親は強く拒んでいるわけではないが、あまり家に人を入れたがらない。
- ・障害のある子につきっきりのため、兄弟をあまり構うことができない。
- ・事業所側も難しい家庭であるということを知っていたため、その家庭へ入れる事業所選びでは対象者にこまめに声をかけたり垣根を越えて様々な支援や世話を行ってくれたりする事業所を選び、アプローチしてもらう。
- ・性格的な理由で支援拒否をしているのか障害的な特性で支援拒否をしているのかの見極めが難しい。
- ・「家に来るな」「電話をするな」と言われることは珍しくない。

- ・家の中は荒れ果てている状態ということがある。ヤングケアラーはその環境の中で育つので、自分のいる環境が基準となり、普通という認識になる。その環境で育った子どもが大人になった場合、同じような状況になるだろう。親と子への一体の介入が必要だが、その子どもに自分の置かれている環境が異常であることを説明しても、なかなか理解してもらうことが難しい。
- ・親子間の仲が良い関係性であることのほうが多い。

〔事務局〕

ヤングケアラーの問題を抱えている家庭において、ひとり親として生活が困窮していることや介護をする必要があるなどのヤングケアラー以外の問題を抱えているのか、それともヤングケアラーの問題だけの家庭もあるのか。

〔委員〕

- ・日野市が以前に行ったアンケートにより、日野市内にヤングケアラーがどのくらいいるかが掴めたが、今後ヤングケアラー支援対策を行っていく上でどこに住んでいる誰なのかまで詳細な情報を明確にしないと具体的な支援に繋げることが難しいだろう。そのため、ヤングケアラーについての詳細な情報に焦点を絞る必要がある。
- ・市内にある様々な機関や既存のサービスで、その家庭にふさわしい支援やサービスはどれか、どこの機関と連携することが適切かを検討していく上で、コーディネーターを担う人が必要かどうかに関わると思う。ヤングケアラー支援のための新しい機関や組織を作ることより、学校教育も含め様々な機関との連携方法や既存の支援の有効な活用方法を考え、具体的なヤングケアラー支援に向けた方法に焦点を当てた方が良いでしょう。

〔障害福祉課〕

- ・「誰も知らない」という映画があり、ネグレクトとヤングケアラーの問題を含んだ内容になっている。親が戸籍も出していないため行政も把握ができないという極端な例ではあったが、作中に出てくる身近な大人が異変を感じたが相談先が分からないという描写があった。ハード面の整備はなかなか難しいが、最初の相談先として子ども家庭支援センターや児童相談所など、どこに連絡を入れたら良いか知っている人が増えることが最悪の事態の回避になる。

〔事務局〕

・地域包括支援センターは高齢者と接することが多いため、ヤングケアラー本人と接することはほとんどないが、子どもの頃はヤングケアラーだったと思われる大人に会うことはあるとのことだった。もっと早い段階で支援に繋がることができていれば、生活や人生がもっと違うものになっていたかもしれない。

〔高齢福祉課〕

- ・高齢者支援では、第一相談窓口が地域包括支援センターになり高齢者の相談は地域包括支援センターに入るため、鮮度の高い情報を持っている。ヤングケアラーの年代と接することは少ないが、当時ヤングケアラーだった人はいると聞く。
- ・現在、子ども家庭支援センターと連携して対応しているケースで、孫が祖母の介護を担い、母親は自分の子どもに世話を任せている家庭がある。その家庭には既にヤングケアラーの子どもともう一人の子どもの二人に対して子ども家庭支援センターが支援していた。以前から介護を受けている祖母に高齢福祉課が支援しており、ケアマネージャーが排泄物の処理がされていないなど生活環境が良くない旨を地域包括支援センターに連絡した。
- ・高齢者は命の危険があるため強制介入のケースがあるが、今回の件はヤングケアラー側もケアされている側も困りごとを持っているが親は問題意識を持っておらず拒否が強いため、ヤングケアラーにだけ焦点を当てても解決には直結しないだろう。見守り対応をするのか、措置までいかにとも緊急で保護す

るのか、強制的に介入するのかななどの様々な選択肢を検討した上で対応する必要があるだろう。

- ・地域包括支援センターがコーディネーターのような役割を担っているため対応しやすい。コーディネーターがいることにより、親との信頼関係の構築やヤングケアラー本人との信頼関係を築きやすくなるのではないか。

〔生活福祉課〕

- ・ヤングケアラーと思われる子どもがいる母子家庭は多く、世帯自体にも複雑な問題が絡み合った困りごとを抱えている家庭のヤングケアラーが多い。
- ・ひとり親家庭の母親が重度の精神障害を持っている世帯の例では、高校生（通信）が、家事や親の通院同行、妹の世話などをしており、高校を留年した。
- ・複雑な問題が重なっている家庭にヤングケアラーがいる場合、生活保護のケースワーカーだけでは対応が難しい。子ども家庭支援センターや障害福祉課のケースワーカーなどに相談した後に適切なサービスを入れていきたいが、現状に満足している世帯は外部から干渉されることを嫌がりサービス導入を拒否する。
- ・本人たちと話す回数を重ねた上で、困りごとや解決したい問題を尋ねると本音が出てくる。本人たちが求めている問題に対する解決の糸口を聞くことで支援のスタートになるが、きっかけ作りが難しい。

〔委員〕

今回の検討会では、各機関が今まで対応してきた事例の中で、ヤングケアラーと思われるケースの具体例を挙げるのはどうか。支援拒否をするか支援の提案に応じるかを掴め、具体的な方策を探り出すことに繋がるのではないか。

〔子育て課〕

- ・ヤングケアラーの具体的な事例はないが、「ひのっち」は低学年の児童の利用が多いため、小さなきょうだいの面倒を見ないといけない子どものカバーをしている点ではヤングケアラーを最初に見つける手段になっているだろう。
- ・「ひのっち」では学習やスポーツ、工作といった様々な体験を無料で経験できることが、ヤングケアラーになり得る子どもの救いの場になっているだろう。
- ・「ひのっち」ではコーディネーターなど大人が見守っていて、日常会話から悩み事など信頼できる大人に話すという環境づくりができています。
- ・「ひのっち」への最初の申込みは親になり、申込みをしない親もいる。そのような親を説得して結びつける地域の方々の力が、ヤングケアラー支援の中で大きな力になっているだろう。
- ・子ども食堂にも力を入れていると聞き、そのような施設がヤングケアラーの声を拾いあげていくだろう。

〔事務局〕

- ・介入が難しい家庭やヤングケアラーがいる複雑な家庭、子どもに対する直接的な支援がなかった場合、どのように動いているか。
- ・スクールソーシャルワーカーは、学校の依頼に応じて家庭に入った際に支援方法について他の人に相談したいと思うと話していた。
- ・ケースワーカーもヤングケアラーを見つけた場合、他のケースワーカーに相談したいと思うか、それとも既にケースワーカー同士で連携をとり、相談しているか。

〔セーフティネットコールセンター〕

- ・家庭に応じて必要な支援をうまく活用しているが整合性がとれない場合に、司令塔の役目を担う存在はいたほうが良い。人事異動があることも踏まえ、ある程度のノウハウや知識を持っていて家庭全体を見ることのできる組織なり役目を担う人は必要だろう。

〔障害福祉課〕

- ・子ども家庭支援センターもヤングケアラーという理由だけではなかなかサービスを出すことは難しいため、ヤングケアラーを発見したことを子ども家庭支援センターに相談したとしても、すぐに支援は難しいのではないかと。

〔子ども家庭支援センター〕

- ・相談の中にヤングケアラーと思われる子どもがいる話が多い。
- ・連絡がきたとしても、保護者自身に相談する意欲があれば養育相談という形で話を聞く。
- ・ネグレクトであれば介入することになる。
- ・支援する際に「本人は困ってないが周りが心配している。」という情報が入ったとしてもすぐ動けるわけではないというところが難しい。

〔委員〕

- ・新しい制度を作る必要はなく、既存のサービスを組み合わせて活用することで、ある程度の課題は解決に繋がると思う。
- ・ヤングケアラー本人を支援することが家庭の解決になるわけではないのが課題・問題である。
- ・誰かのケアをしているからヤングケアラーになってしまっている。
- ・重度の障害がある家族の世話を、親だけでは足りないから子どもも手伝う。
- ・子どもやきょうだいに責任感があるから家族の世話をしている人もいる。
- ・小学生の妹の世話をしている中学生のきょうだいの事例
(異父兄弟がいて、上のきょうだいはアルバイトをしている。一番下に小学生の妹がいるが、誰も妹の世話をしない。中学生が妹の世話をしている。)
- ・中学生の子は、学力はないが賢さを感じる。
- ・取り戻す必要がある学力への支援についての必要性を考えるべきかどうかは別として、子どもが対象者の場合の問題とは家の中での手伝いの範囲を超えている子どもに対して、大人がどこまでやってあげるかという点である。
- ・障害や虐待の支援で入った家庭の中にヤングケアラーがいた場合、支援対象者本人ではなくその子どもや孫という立ち位置にいる。
- ・その立ち位置にいる子どもや孫に対し、支援をどこまで入れるかが難しい。
- ・家の中でのお手伝いの範囲を明らかに超えている子どももいる。
- ・ヤングケアラーコーディネーターとは、ヤングケアラー支援検討会委員やヤングケアラー本人である学生同士が交流する場に来ているその学生たちのことも指すだろう。
- ・子どもは身近にいる相談しやすい大人に話すため、周囲の大人がヤングケアラーの声に傾聴することやヤングケアラー支援について検討する役割を担うことが支援に繋がるだろう。

〔事務局〕

- ・普段支援で活用している既存のサービスの中に対して十分でない、サービスとして足りていないと感じる部分はあるか。

〔高齢福祉課〕

- ・介護保険以外にも受けられるサービスはあるだろうが、条件があるものが多いように感じる。支援を受けられる対象者を限定してサービスを組んでいるのが今の既存の福祉支援のように思える。
- ・既存の支援サービスは「家族全体」は想定されていない支援内容という印象。
- ・介護をしているヤングケアラーへの支援の一つとして要介護認定の方対象にうまく支援を入れることができれば、ヤングケアラーの子どもや家庭の負担が軽減されることもあるかと思う。
- ・家族が支援拒否をしていたり認定にも入っていなかったりすると、子どもも何かの困りごとを持っているだろう。

	<p>〔障害福祉課〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存のサービスを組み合わせた支援を行ったとしても、支援対象から漏れる人もいるだろう。ヤングケアラーの実態が見えにくいこともあり、ヤングケアラーが抱えている問題のうち、どれくらいを解決できるかが不安ではある。 <p>〔事務局〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヤングケアラーの多くは、本来の子どもらしい生活を過ごすことが困難になっている。 ・介護の手伝いをしているヤングケアラーがいる場合、介護の知識や経験が身につくことは悪いことではないが、手伝いの範疇を超えた過度なケアにより子どもが経験すべき機会を逃してしまうことが問題だ。 ・ヤングケアラーのための家事支援サービスを導入している地域もあり、対象家庭が支援やサービスを受けることを前提としたサービスの検討と、拒否する家庭へはどう支援していくかなどを考える必要がある。 <p>〔委員〕</p> <p>現在ある制度は就労をしているかどうかや困窮しているかどうかの確認がある。ヤングケアラー支援の制度は認定が厳しくないものが良いだろう。介護を必要としている家庭や障害のある人がいる家庭、ひとり親家庭など働いていない人も認定が受けられる制度が必要だと思う。</p> <p>(2) ヤングケアラー関連事業について</p> <p>〔事務局〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度、子ども向け啓発パンフレットの作成を予定 ・一般向けのケアラー・ヤングケアラーの周知啓発の講演会を実施予定
作成者	福祉政策課